

## 第 87 回内閣府障害者政策委員会 資料 1-3,1-4 について

臼井久実子(専門委員)

## 資料 1-3(国の審議会等における女性委員の人数等について)

(意見) 審議会委員のうち障害のある女性の委員の比率について目標計画を設ける検討を。

他の計画の目標設定とその達成(注 1)を参考にできる。

(理由)障害のある女性の委員の比率が 5%から 10%と特に低く、進展を図るには目標計画が必要。

## 資料 1-4(国家資格試験)

(意見) 試験実施側に可能性のイメージが更に広がり、受験者にも活用されるような指針が、改めて必要ではないか。(注 2)

(理由)申請書等を用意して受験者から合理的配慮の申請を受けているか、申請および実際に提供した合理的配慮の内容など、各試験実施者が自己診断に使えるチェックリスト等(注 3)を作成し、回収・分析と公表に用いうるのではないか。そのような取組によって PDCA サイクルを回していく。

(表)資料 1-4 の「試験における合理的配慮」項目について、単語数が多い順に抽出し、その一部を掲載

単語	内容	単語数
点字	点字による出題,点字の試験問題の活用,拡大文字・点字・口述などの試験問題の配慮,パソコン用電子データ又は点字による出題,点字又は音声読み上げによる出題,点字を使用した回答作成,点字や音声再生による試験の実施,点字教材	63
介助	介助者の同伴,受験者から介助者の同伴希望があった場合、試験室までの同行を認めていれる,介助者の付添及び代筆を認める等の対応,移動介助者の配置,介助者(受験者自身が手配)による介助(教室の移動、トイレ使用等の介助等),移動介助等の便宜の供与	60
提供	実技試験における車椅子利用者への台座,拡大文字問題冊子,拡大試験問題・答案用紙,歩行困難者など移動及び立位での受験が困難な者には試験課題の作成に有利とならない補助及び着席での受験環境の提供,解答を作成するに当たってのパソコンの提供,色覚多様性により解答用紙(マークシート)のマークを識別できない方には代替の解答用紙,マークシートの代替としてのチェック型答案用紙,車椅子で利用可能な机,指定試験機関が提供する試験船で試験を実施することが困難な場合、持込船を使用して試験を実施することができる	60
配置	移動介助者の配置,聴覚障害のある方には試験中のアナウンスを聴き取ることに支障がないよう座席配置の考慮や筆談対応,低照度環境では文字が読みづらい・窓側などの明るい席に配置,障害に適応する教育機器の配置,別室受験、車いすの受験者の座席を入口付近に配置	59
時間	試験時間の延長,障害に応じて試験時間の 1.3 倍延長,試験時間の延長(最大 1.5 倍),試験時間中の糖質類等の補飲食及び服薬等	59
問題	漢字に振り仮名を付けるなど試験問題の配慮,拡大文字・点字・口述などの試験問題,拡大問題・文字式回答用紙の配付,音声問題,試験問題の音声読み上げ,実技問題用紙の切離し配布	58

用紙	マークシート答案用紙について「文字による解答方式」と「チェックによる解答方式」,解答用紙へのマーク記入補助,試験問題用紙と解答用紙の拡大、解答のマークシートへの転記,拡大問題用紙・解答用紙, 筆談用用紙	55
手話通訳	手話通訳ができる職員による対応,手話通訳の便宜の供与,手話通訳者を手配し手話による説明を行っている,聴覚障害のある方には手話通訳者帯同の許可	53
別室	個別の事情に応じて別室での受験,試験会場においてスロープやエレベータの整備等のバリアフリー化や、障害に応じた別室での対応,別室又は個室の設定,特別対応室内の席(一般受検者とは別の部屋)の割当),<カウント外だが、別室と類似>音に敏感なため、少人数の試験室で受験したい・受験会場において、一番小さい試験室に配置	49
会場	会場内移動時におけるエレベータの案内, 必要に応じスロープやエレベータが整備された民間の施設を利用, 試験会場においてスロープやエレベータの整備等のバリアフリー化を実施, 会場への自家用車の乗入れ許可, 試験会場は安全に移動できるバリアフリー化された会議室を選定,試験会場でのアナウンス内容の見える化	47
補聴器	合理的配慮の申出があった際は、障害の態様等を診断書等で確認の上、補聴器の使用許可, 補聴器を使用しても声が聞こえない時があるため聞きとり困難時に文字による提供, 補聴器の使用を認める,試験時間中の補聴器装用の許可, 補聴器の持参	43
PC 類	(PC、コンピューター、パソコン)登録試験機関が用意するパーソナルコンピューターを使用した「チェックによる解答方式」, 試験問題を音声に変換するためのパソコン等の機器の持込みの許可, パソコンを使用しての回答を可能とする, パソコン用電子データによる出題, 解答を作成するに当たってのパソコンの使用, パソコンを使用しての受験許可, ノートパソコン及び外付け入力装置(キーボード等)の手配, パソコンでの受検, PC 受験	12
トイレ類	トイレに近い試験室, トイレに行きやすい出口付近への座席配置, トイレに近い試験室で出入口近くに座席を設定, 会場内移動時におけるエレベータの案内施設に関する要望(例: エレベータの設置、多目的トイレの設置があること)に対応	6

(補足)障害等にかかわる語句の一端として: 身体 41, 聴覚(聴力を含む)20,視覚 8(視力を含む), 色覚 6, パニック障害 4,精神障害 3,発達障害 1,ADHD1,音声機能または言語機能 2,妊娠(妊娠中を含む)14(対応することとして授乳室の設置 1)

**注 1** 第5次男女共同参画基本計画（2020年12月25日閣議決定）は、国の審議会等委員及び専門委員等に占める女性の割合について、2025年までに40%以上,60%以下とする成果目標を設定した。2025年時点で、平均的には、委員の40%以上という目標が達成されている。

「国の審議会における女性委員の参画状況調べ」(内閣府男女共同参画局 2025年3月)

<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/ratio/pdf/r6/houkoku.pdf>

**注 2** 今も用いられている「資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮について」(2005年11月9日障害者施策推進課長会議決定 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sikaku.html>) から今年で21年、その後の変化をふまえた指針が改めて必要となっている。

**注 3** 「地方公共団体の障害者職員採用試験 受験資格と合理的配慮の想定について－全都道府県・指定都市・中核市 2013年度夏秋期試験の調査報告書」関連部分 P17-30 (障害者欠格条項をなくす会 2014年4月30日) PDF <https://www.dpi-japan.org/friend/restrict/shiryo/tihousiken2014.pdf> テキスト <https://www.dpi-japan.org/friend/restrict/shiryo/tihousiken2014text.txt>